⑽　職業能力開発促進法施行規則別表第11の３の３に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。）に合格した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑾　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第６の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能開規則第９条に定める専門課程、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第３の２、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２及び昭和53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第７号）附則第２条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和50年労働省令第17号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法第21条第１項（同法第26条の２において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法第12条第１項に規定する技能照査を含む。）に合格した者

⑿　職業能力開発促進法第28条第１項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

⒀　職業能力開発促進法施行規則別表第11の３の３に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者

⒁　８年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者

⒂　計量法（平成４年法律第51号）第122条第１項の規定により計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第50条第１号に規定する環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者（学校教育法による大学若しくは高等専門学校を卒業し（機構により学士の学位を授与された者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業し（学校教育法施行規則第150条に規定する者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了した者を除く。）

⒃　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者又は同法第32条第１項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、金属部門若しくは応用理学部門に係る登録を受けた者又は衛生工学部門に係る登録を受けた者で空気環境の測定の実務に３年以上従事した経験を有するものに限る。）

⒄　臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第２条に規定する臨床検査技師又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第３条第１項に規定する者

⒅　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第８条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものを除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者

⒆　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条第１項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それぞれ５年以上又は３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの

⒇　労働安全衛生法第81条第２項に規定する労働衛生コンサルタント

(21)　労働安全衛生法第93条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者

(22)　労働基準監督官又は労働基準監督官であった者

(23)　その他⒃（技術士法第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者に限る。）、(21)又は(22)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

４　受験申請書の提出期間　平成29年11月６日（月）から平成29年12月４日（月）まで

なお、郵便による受験申請書の提出は、平成29年12月４日（月）までの消印のあるものを有効とする。

５　合格者の発表　平成30年３月19日（月）

６　試験の実施に関する事務を行う者　この試験の実施に関する事務は、作業環境測定法第20条第１項の規定により指定した公益財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。

７　受験申請書の提出先　公益財団法人安全衛生技術試験協会（〒101―0065　東京都千代田区西神田３丁目８番１号　千代田ファーストビル東館９階　電話03―5275―1088）

８　受験申請書用紙の交付　次の場所において交付する。

⑴　公益財団法人安全衛生技術試験協会の本部及び各安全衛生技術センター

⑵　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）

⑶　中央労働災害防止協会の各地区安全衛生サービスセンター

⑷　公益社団法人日本作業環境測定協会の本部

―――――――――――――

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十九年九月六日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年十月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　成果の名称

平成二十八年度補助基準点網図及び平成二十八年度補助基準点測量成果簿

二　前項に掲げる網図及び成果簿に表記されている地域　千葉県東金市、栄町、三重県伊勢市、和歌山県和歌山市、高知県高知市の一部

公　告

諸　事　項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第30条第３項において準用する同条第２項の規定に基づき、平成29年９月22日付で平成29年９月25日から平成29年12月24日までの３月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成29年10月２日

金融庁長官　森　　信親

記

公認会計士　田中　大丸
公認会計士登録番号　第6557号
事務所所在地　東京都港区西新橋二丁目７番４号　ＣＪビル６階

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第30条第３項において準用する同条第２項の規定に基づき、平成29年９月22日付で平成29年９月25日から平成29年10月24日までの１月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成29年10月２日

金融庁長官　森　　信親

記

公認会計士　法木　右近
公認会計士登録番号　第15928号
事務所所在地　東京都港区西新橋二丁目７番４号　ＣＪビル６階

監査法人処分公告

下記の監査法人について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の21第２項第２号に基づき、平成29年９月22日付で平成29年９月25日から平成29年12月24日までの３月の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）及び業務改善命令（業務管理体制の改善）の処分を行ったので、同法第34条の21第４項において準用する同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成29年10月２日

金融庁長官　森　　信親

記

法人名　アスカ監査法人
所在地　東京都港区西新橋二丁目７番４号ＣＪビル６階